

第1 甲の罪責について

(1)ア 甲はAの顔を数回殴打した行為につき、暴行罪(刑法「以下略」208条)が成立する。これは、乙と共同正犯(60条)となるか。

イ ここで、(共謀)共同正犯の成立要件は、①正犯意思のもとに、②共謀に基づく実行行為を行うことである。

ウ 本件では、②乙は車の運転をしており、甲にAを静かにさせるように仕向けたわけではない。よって、甲乙間で意思の連絡が認められず、共謀に基づく実行行為ということではできない。

エ よって、甲には暴行罪が成立するが、単独犯となる。

(2)1ア 次に、甲はAをトランクに入れて死に至らしめているが、当該行為につき監禁致死罪(221条)が成立するか。

イ ここで、「監禁」とは、人が一定の区画された場所から脱出することを不能または著しく困難にすることである。

ウ 本件では、甲はAの身体をつかんで無理やりAをトランク内に押し込み、自動車の運転をしていることから、Aがトランク内から脱出することを著しく困難にしたといえ、これは監禁にあたる。

2ア そして、Aは丙の追突事故により頭部挫傷を負い、脳死に陥っている。これは人の死といえるかどうかの問題となる。

脳死は人の死か

イ ここで、人の死は、呼吸停止、心停止、瞳孔拡大という兆候がみられることにより判断される。本件では、Aが3月12日午後6時ごろに心臓が停止しており、死亡したといえる。

ウ よって、Aは死に至っている。

3ア もっとも、本件では、Aの脳挫傷は丙の過失による衝突事故により引き起こされたものであり、甲による監禁行為との間に介在事情が存在している。また、Aの人工呼吸器が取り外されたことにより、Aの心臓は停止するに至っているが、ここにも医師による行為が介在している。そうすると、当該監禁行為とAの死亡結果との因果関係が認められるかが次に問題となる。

イ ここで、因果関係とは、当該行為による結果発生を帰責することができるかについての判断である。そして、因果関係の有無は、①条件関係の存在を前提に、②介在事情による寄与度を考慮しつつも、③当該行為のもつ危険性が現実化したといえるかどうかで判断する。

ウ 本件では、①甲がAをトランク内に監禁しなければ、丙との衝突事故により、Aは脳挫傷を負わず死ぬこともなかったといえ、条件関係は認められる。

本件では、②Aの脳挫傷は丙の衝突事故により引き起こされたものであるが、一般にトランク内は人が入っていることは通常想定できず、トランクには人を防護する機能も備わっていない。そうすると、丙の過失による衝突事故は介在事情として異常なものとはいえない。

また、病院の医師により人工呼吸器が取り外されるという介在事情がある。もっとも、A

はすでに脳死に陥っており、脳死の入院患者に対して、呼吸器を取り外すという行為は通常想定される行為であるため、当該医師による介在行為は異常なものとはいえない。

そして、③トランク内での監禁行為は、衝突事故が起こった際に、トランク内にいる者の身体、生命を脅かす甚大な事故につながりかねず、当該行為の危険性が丙との衝突事故により、Aの脳挫傷やがては、Aの死という形で現実化したといえる。

エ よって、甲によるAの監禁行為とAの死亡結果の間には因果関係が認められる。

4 したがって、甲には監禁致死罪が成立する。そして、甲は、乙とともにAをトランク内に閉じ込めていたことから、甲乙間で意思連絡が認められ、乙との共同正犯となる。

5 また、甲がCも呼び出してAを脅そうとした行為について、本心は15万円の返済を求めるためのものではなく、むしろAの態度に腹を立てていたからにすぎない。そうすると、恐喝に対する故意(38条1項)は認められず、当該行為につき、恐喝未遂罪(250条、249条1項)は成立しない。

(3) 以上から、甲には暴行罪と監禁致死罪が成立し、これらは併合罪(45条)の関係になる。

第2 乙の罪責について

(1) 前述のとおり、乙には監禁致死罪が成立し、甲と共同正犯となる。

第3 丙の罪責について

(1)1 ア 丙は乙の自動車と衝突し、トランク内にいたAを死亡させている。当該行為につき、過失運転致死罪(自動車運転死傷行為処罰法5条)が成立するか。

イ 当該犯罪が成立するためには、「必要な注意を怠」ったといえるかが問題となる。ここで、過失とは、予見可能性を前提とした結果回避義務違反のことをいう。

ウ 本件では、事故発生当時、道路は見渡しがよく前方に車が停車していたことは容易に確認できる状態であった。そうであるにもかかわらず、丙は前方不注意のため、乙の車に衝突している。

エ よって、丙は「必要な注意を怠」ったといえる。

2 ア もっとも、丙の衝突行為とAの死亡結果との間に因果関係は認められるか。

イ ここで、因果関係とは法益侵害の結果発生を帰責できるかどうかの判断であるから、当該結果発生に対する予見可能性は必要と考えられる。

ウ 本件では、丙は前方に停車していた車のトランク内にAが入っているということは、通常予測することができず、衝突行為によりAの死亡結果が発生しうることに対する予見可能性はなかったといえる。

エ よって、丙の衝突行為とAの死亡結果との間の因果関係は認められない。

3 以上から、丙には本罪は成立しないこととなる。